

- 本年6月に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更や復興の進捗等を踏まえ、政府において「福島復興再生基本方針」を改定予定。改定に当たり、福島特措法の規定に基づき、福島県知事の意見を求められているもの。
- 市町村の意見も踏まえ、中長期にわたり必要となる十分な財源や枠組み、復興を支える制度の確実な確保を始め、復興推進に必要な措置について、本方針（案）の記載を遵守し確実に実施することなどを意見する。

福島復興再生基本方針（案）の構成

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画及び特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第3部 福島全域の復興及び再生

第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島の復興及び再生に関する基本的な事項

県知事意見（案）の概要

1 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保

⇒ 福島の復興及び再生には、中長期的な対応が必要であり、当県の特殊性を踏まえながら、国が前面に立って最後まで責任を果たしていくことが何よりも重要
第3期復興・創生期間以降においても、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、必要となる十分な財源と枠組み、税制特例を始めとした復興を支える制度の確実な確保 等

2 避難指示・解除区域の復興及び再生

⇒ 福島12市町村の将来像の具現化、住宅・子育て等の生活環境の整備、営農再開の加速化、担い手不足に対応する人材の確保・育成、ALPS処理水の処分に係る責任ある対応、避難者の円滑な帰還・生活再建、被災者の心身のケア、双葉地域における中核的病院への支援、除去土壤等の県外最終処分に向けた取組の加速化や2045年3月までの具体的な工程の速やかな明示、被災地における移住等の促進等、帰還困難区域の復興・再生 等

3 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現

⇒ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、県民健康調査の実施、農林水産物等の放射性物質の検査等の推進、教育機会の確保、環境の回復・創造のための調査・研究の推進、除染後のフォローアップ 等

4 福島イノベーション・コスト構想の推進等

⇒ イノベ構想の実現に向けた取組の推進、青写真を踏まえた産業集積、新産業創出等研究開発基本計画に基づく研究開発等と福島復興再生計画に基づく取組との確実な連携、福島国際研究教育機構の長期・安定的な運営に向けた総合的かつ安定的な支援・施設整備の可能な限りの前倒し、「福島新工ネ社会構想」に基づく取組の推進 等

5 その他福島の復興及び再生を推進するための措置

⇒ 廃炉と汚染水・処理水対策の前面に立った対応、イノシシ・ニホンザル等の鳥獣被害対策の実施、福島全域で幅広く継続する風評の払拭に向けた継続的な取組、追悼・祈念施設の整備・利活用促進、自治体職員等の確保支援、第3期復興・創生期間以降の継続的な取組 等

【参考】福島復興再生特別措置法（抄）

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項
- 二 第七条第一項に規定する福島復興再生計画の同条第十四項の認定に関する基本的な事項
- 三 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 四 特定復興再生拠点区域（第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。第七条第二項第三号及び第四項において同じ。）の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 五 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項
- 六 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 七 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 八 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 九 関連する東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関する基本的な事項

3 福島復興再生基本方針は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 **内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。**

5 **福島県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。**

6 内閣総理大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。